**平成２４年（フ）第６２１号**
大阪府岸和田市本町12番９号メゾン岸和田405号
債務者　佐野　　勇
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５８号**
大阪府泉南市信達市場1851番地の１
債務者　上田　　宏
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第７５号**
大阪府貝塚市橋本892番地135号
債務者　大山　幸男
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第７９号**
大阪府貝塚市麻生中824番地１サニーコートレトア201号
債務者　白濱　利奈
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第８８号**
大阪府岸和田市春木本町17番10号
債務者　脇田　順子（旧姓濵井）
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第９２号**
大阪府泉南郡熊取町久保１丁目５番17号201
債務者　木下　浩之
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１０９号**
大阪府岸和田市下松町１丁目３番21―303号
債務者　川上　和美
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１１４号**
大阪府泉南市信達牧野138番地の２―101
債務者　麻生　勝代（旧姓定野）
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２１号**
大阪府泉大津市高津町１番15号、前住所大阪市住吉区墨江１丁目９番25号ウィステリア墨江302号
債務者　久保沙祐里
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２３号**
大阪府泉南市岡田３丁目８番17―101号、前住所大阪府泉南市新家2892番地の１ファミール南大阪812号
債務者　土橋　篤裕
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２４号**
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地35棟105号、前住所大阪府阪南市鳥取中601番地の12
債務者　本多　一夫
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２７号**
大阪府和泉市今福町１丁目１番20号、事業所所在地大阪府泉大津市東助松町１丁目４番21号
債務者　一草塾こと　三井　重模
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１３１号**
大阪府泉大津市菅原町12番16―105号
債務者　江間　一樹
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１３２号**
大阪府岸和田市小松里町459番地の１メゾン・ド・久米田Ｃ号
債務者　中井　景子
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第２号**
北海道標津郡中標津町西４条北５丁目２番地１
債務者　佐々木　純
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２５年（フ）第４０号**
北海道帯広市西13条南１丁目１番２号　十勝脳神経外科病院、住民票上の住所北海道河東郡音更町柳町仲区16番地
債務者　Ｑｕｅｅｎ　Ｌａ・Ｖｏｃｅこと　高橋　千恵
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第９７号**
横浜市南区大岡４丁目41番３―502号
債務者　朝野　良子
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部